

## 人事委員会議事録（第1716回）

### 1 開催日時

令和5年10月3日（火）15:00～15:55

### 2 開催場所

兵庫県人事委員会 審理室

### 3 会議に出席した者

委員長	田中基康
委員	鈴木尉久
委員	長尾真
事務局職員	古川卓哉
	西谷智子
	井上博尊
	中原恵子
	任用課副課長兼給与課副課長

## 開 会

### 第1号議案

#### 議事録の承認を求める件

人事委員会議事録（第1715回）について、審議の結果、原案どおり承認した。

### 協議事項1

#### 職員の給与等に関する報告及び勧告の取扱い

給与課長が、本年の職員の給与等に関する報告及び勧告の取扱いを説明した。

（委員）

令和3年と令和4年で超過勤務の数値がほとんど変わっていないが、着実に推移という表現でよいのか。

（事務局）

横ばい傾向もありつつ長期的には減少傾向にあるため、着実に推移という表現として

いる。

（委員）

1人1月平均時間と年360時間超の人数の隣に5年前のデータを記載すればよい。

（委員）

教員の超過勤務時間が令和4年度で27時間というのは実際の時間か。印象として実際は100時間近い人がたくさんいるように思う。市町立学校は高いが、それでもイメージとデータが合わないが。

(事務局)

統一データではなく、例えば、県立学校は教員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間である。

(事務局)

市町立学校の超過勤務時間は3年に1回の調査を行っている。特定の1週間を切り出して、そこから1箇月分を推計している。

(委員)

例えば、45時間を超える人が分かるデータを補足すれば。

(委員)

給料表の改定について、初任給の平均改定率が1.0%に見えるが全体の改定率か。

(事務局)

1.0%は若年層も高齢層もすべて合わせた全体の改定率である。

(委員)

「初任給を始め」を削除して、うち初任給月額とすれば。

6級は早くて40歳前で0.3%、1,500円くらいしか上がらない。23歳では10,000円上がるので、それだけ傾斜がついている。

(委員)

期末・勤勉手当を入れて平均で1.6%上がるのか。

(委員)

年間給与の増減について、年代ごとではどうなるのか。

(事務局)

25歳の場合180,000円(4.8%)、45歳の場合67,000円(0.9%)、50歳管理職の場合84,000円(0.9%)となり、25歳が一番大きい。50歳は基礎となる給料月額が高いので、40歳台の増加額が一番少ない。

(委員)

40歳台は給料もあまり上がらないし、ボーナスの跳ね返りも少ない。50歳台はボーナスの跳ね返り分が多めになるので額が増える。

(委員)

4月に遡って改定だが、民間では春から3%以上上がっている。その分は来年に反映されるのか。

(事務局)

今回の春闘が反映されたものとなっている。大手賃上げの3.99%はベアと定期昇給を合わせた数字となっている。

県の場合は0.95%がベア相当。これに定期昇給分を加味した約2.4%が民間の賃上げに相当する。

(委員)

臨時・非常勤職員の勤勉手当は2.40月が4.40月に上がるのか。

(事務局)

現行制度上、期末手当しか出ないが、令和6年4月から勤勉手当が支給できることとなる。今でいうと期末手当が2.40月、勤勉手当が2.00月、合わせて4.40月が常勤職員に支給されている。それと同じように非常勤職員にも勤勉手当含めて4.40月出せることとなる。

(委員)

管理職手当について、昨年の勧告で表現を少し強めたのに呼応して副課長級の減額措

置が緩和された。それでも、課長級や局長級をはじめ、まだまだ管理職手当カットが残っているため、改めて言及することとする。

#### 報告事項 1

##### 任命権者が行った処分

任用課長が、教育委員会が行った 3 件の懲戒処分の内容及び理由を説明した。

閉 会